

森林吸収源インベントリ情報整備事業
(伐採木材製品（HWP）に係る炭素蓄積変化量の算定等）
仕様書

1 件名

森林吸収源インベントリ情報整備事業（伐採木材製品（HWP）に係る炭素蓄積変化量の算定等）

2 事業目的

我が国は、気候変動枠組条約・京都議定書により、森林吸収量の算定、報告が義務付けられている。このうち、国産材の伐採木材製品（以下「HWP」という。）については、2011年の気候変動枠組条約（以下「UNFCCC」という。）締約国会議及び京都議定書締約国会合（COP17、CMP7）において、京都議定書第二約束期間以降（2013年～）、HWPに係る炭素蓄積変化量を計上することが決定された。また、2015年に開催されたCOP21においては、2020年以降の新たな枠組みとしてパリ協定が採択され、HWPについても引き続き同様の仕組みにより報告することとされている。

我が国では、HWPの炭素蓄積変化量の算定について、「建築物」、「その他木材利用」、「紙製品」の3つのカテゴリーに分類し、その年にHWPに投入される炭素量（インフロー）から、同年にHWPから放出される炭素量（アウトフロー）を差し引いて計算している。「建築物」については、2013年に気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）総会で採択された「2013 Revised Supplementary Methods and Good Practice Guidance Arising from the Kyoto Protocol」（以下「2013 IPCC GPG」という。）のTier3の方法論として提示されるストック・インベントリ法を用いて国独自のデータから算定している。「その他木材利用」及び「紙製品」については、インフローの計算には国独自のデータを用いて、アウトフローの計算には2013 IPCC GPGのTier2の方法論として提示される一次減衰関数と半減期によるデフォルト法を用いて算定している。

令和3年度から令和7年度にかけて実施した森林吸収源インベントリ情報整備事業においては、HWPの算定方法の精緻化を図るとともに、地中利用木材に係る方法論の検討・反映等を実施し、温室効果ガス（以下「GHG」という。）インベントリ報告を行ってきた。

本事業では、これまでの事業内容に基づき、有識者の意見を踏まえつつ、更なるデータの収集、より精度の高い算定方法の検証、IPCCガイドラインとの整合性の確保、各国の算定方法等の比較・分析、報告用データの作成、国際審査への対応等を行うとともに、パリ協定移行後のインベントリ報告様式に沿ったHWPに係るインベントリ報告内容を作成することを目的とする。

3 事業内容

(1) HWP に係る炭素蓄積変化量の算定等に必要なデータの収集、検証

令和 8～10 年度の各年度において、過去の事業報告書を踏まえ、我が国の HWP に係る炭素蓄積変化量の算定等に必要なデータの収集、検証を行う。

過去の事業報告書については林野庁 HP に掲載。

【URL】 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html

また、算定結果の精緻化を図るため、以下に例示する項目などについて、林野庁担当者と協議の上、データの収集、検証を行う。

① 木質パレットや木製家具など、建築物以外の主要な木材の用途を特定し、過去の実績も含めその利用量や耐用年数などの利用の実態を踏まえた算定の可能性

② 参照レベルの設定等の適正化

また、パリ協定に基づく報告の様式の決定も含め、今後 UNFCCC 事務局において、新たに IPCC ガイドライン等が更新、作成されるなどの国際ルール等の設定・変更（以下、設定・更新されたルール等を「新たな国際ルール等」という。）があった場合、林野庁担当者と協議の上、新たな国際ルール等に対応するための HWP の算定等に必要なデータの収集、検証を行う。

なお、データは、主に「木材需給報告書」等の既存統計資料や過去の調査結果から収集するが、収集したデータの妥当性を担保するためや既存資料だけでは得られないデータを入手するため、必要に応じて、木材製品関係機関等にヒアリング調査やアンケート調査等を実施する。

(2) 各国の GHG インベントリ報告書の HWP 算定の計上方法等の比較、分析

我が国の HWP 算定の計上方法等の精度向上に資するため、各国の HWP 算定の計上方法や参照レベルの設定方法について、IPCC ガイドライン、IPCC GPG 及び方法論報告書のほか、新たな国際ルール等との整合性の観点から整理するとともに、算定の計上方法や参照レベルの設定方法等の妥当性や改善点、我が国が検討すべき課題などについて分析する。

調査対象国は、林野庁担当者と受託者が協議の上、決定する。

(3) 国際審査における指摘事項への対応

令和 8～10 年度の各年度において、我が国の HWP 算定の計上方法等に係る技術的課題の検討、分析を行うとともに、我が国の GHG インベントリ報告に対して、UNFCCC 事務局による国際審査において指摘があった場合には、その対応についても検討する。

(4) HWP に係る炭素蓄積変化量の確定等報告内容の作成

令和 8～10 年度の各年度において、上記（1）から（3）までの調査結果を踏まえ、2026～2028 年分の HWP に係る炭素蓄積変化量を算定し、（5）の検討委員会で審議の後、その算定値を国立研究開発法人国立環境研究所の温室効果ガスインベントリオフ

ィス（以下「GIO」という。）に提出するフォーマットに合わせて日本語と英語で整理する。GIOへの提出は各年度末の2月を目途とする。

（５）検討委員会の開催

令和８～１０年度の各年度において、学識経験者等４名以上からなる検討委員会を設置し、委員会を年２回程度開催する。当該委員会では、上記（１）から（４）までを通じて得た調査分析結果等について検討を行う。

（６）調査報告書の作成

令和８～１０年度の各年度において、上記（１）から（５）までを踏まえた報告書（日本語版）を作成する。ただし、（４）のGIOに提出する報告については英語版も作成する。英語版は、電子ファイルのみ作成する。

４ 事業実施期間

委託契約締結日 ～ 令和１１年３月１９日（月）

なお、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後１０日以内に提出すること。

５ 成果品

成果品について、毎年３月中旬（林野庁が別途指定する日）までに、下記のとおり納入すること。

（１）納入物品

調査報告書 ３０部（英語版は電子ファイルのみ）

電磁記録媒体資料 ２部（CD-R 又は DVD）

なお、電子記録媒体は、ウイルスチェックを実施した上で、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付して提出すること。

（２）納入場所

林野庁林政部木材産業課 住宅資材班（本館７階 ドア番号：本 724）

６ 調査報告書等の経理業務

（１）期日（３月中旬で、毎年度、林野庁が別途指定する日）までに、当該年度の調査報告書を作成し提出すること。

（２）調査報告書の作成後、林野庁が実施する検査を受けること。検査に当たっては、本事業に関する当該年度の領収書等の経理関係書類を用意すること

７ 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の実施

受注者は、事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、関連する環境関係法令を遵守するとともに、事業の最終報告時に環境配慮のチェック・要件

化（みどりチェック）（様式1）を提出し、発注者の確認を受けること。なお、様式1のアからカまでの各項目についての実施に努め、チェックを入れること。

8 その他

- （1）受託者は業務の進行状況等を定期的に報告するほか、適宜、林野庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- （2）業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示は行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- （3）受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- （4）受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- （5）業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、その都度、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- （6）本事業における人件費の算定に当たっては、別添の『委託事業における人件費の算定等の適正化について』に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当

・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）